

申込集計表

集計日:

2017年12月18日

| | |
|--------|--------------------|
| 様式Ver. | 1 |
| 様式ID | 00101 |
| 様式名 | 公契約条例 [H29年度アンケート] |
| 集計期間 | |
| 回答数 | 8 |

| | | | |
|--------|---------------------------|--------------------------------|--------------------|
| 単純集計項目 | (1). 公契約条例をご存知ですか？ | | |
| 回答 | 名称も内容も知っている → (2)へお進みください | 名称は知っているが内容は知らない → (6)へお進みください | 知らない → (6)へお進みください |
| 回答数 | 2 | 2 | 4 |

| | | | |
|--------|-----------------------|----------------------|---------------------|
| 単純集計項目 | (2). 公契約条例は必要だと思いますか？ | | |
| 回答 | 必要である → (3)へお進みください | 必要ではない → (4)へお進みください | わからない → (5)へお進みください |
| 回答数 | 2 | 1 | 0 |

| | | | | |
|--------|--------------------------------------|-----------------------|----------------------|----------------------------|
| 単純集計項目 | (3). (2)で必要であると答えた方にお聞きます。その理由は何ですか？ | | | |
| 回答 | 労働者賃金の確保や福利厚生 の推進につながる | 業界の育成や担い手の 確保につながる | 公共サービスの質の向上 につながる | その他(下に具体的な理由 を書いてください。) |
| 回答数 | 0 | 1 | 0 | 1 |

| | | | | | | |
|--------|--------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|---------------------|------------------------|
| 単純集計項目 | (4). (2)必要ではないと答えた方にお聞きます。その理由は何ですか？ | | | | | |
| 回答 | 賃金や労働条件に、行政が介入すべきではない | 会社の経営状態に関係なく労働賃金が上昇し、経営に悪影響を及ぼす恐れがある | 賃金台帳の整備など事務手続きが増加し、公共サービスの質の低下につながる | 公共事業と民間事業で労働報酬を分けることは困難である | 下請業者に賃金の指導するのは困難である | その他(下に具体的な理由を書いてください。) |
| 回答数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

プランナー・モニターに対する公契約条例に関するアンケート【H29】

平成 29 年 12 月 1 日～平成 29 年 12 月 18 日

公契約条例が必要な具体的な意見

- 必要とされる理由で例示されているものすべてに当てはまり、どれが優先とされるものでもない。

公契約条例が必要でない具体的な意見

- 賃金については守らなければならない最低賃金が制定されており、二重で制定する必要はない。

公契約条例についての考えをご記入ください。

- 法規制の二重建てをするよりも、既存の法規制を遵守しているか否かを重要視して、それらを遵守している企業にだけ市の業務を発注する形にするべきではないですか？ 有給休暇の消化率や残業時間等の労働基準法を無視した会社は東城町内（庄原市内の他地区は分かりかねますので、東城町内とします）だけでも多数あることを該当者から直接聞くことが多々あります。守るべき決まり事を守らせてから、次の段階へ進むべきでは？柱も屋根もボロボロの家に外装塗装をしても無意味だと思います。

ただでさえも有給休暇や各種保険、労働時間の規制を遵守しながら、発注価格の安い仕事や納期の短い仕事をたいへんな努力をしながらこなしている真面目な業者にすると、新たな負担になるだけではないでしょうか？市としてはそのコスト負担分となる金額を発注金額に上乗せされるのですか？資金力のある業者が落札だけして、下請けに丸投げしてあやふやといった状況になりませんか？

- 公共事業や委託管理を例にとれば、設計あるいは見積もり労賃が実際に現場で働く人に渡らないため、賃金水準が低く抑えられている。景気を良くするためには個人消費を上向かせることが必要で、そのためには労働者や下請け業者の懐を暖める必要がある。そのためにも条例を制定することが必要であると考えます。
- 下請け等、実際に働く人の賃金や労働条件は確保されるべきである。このことが、地域の活力にも繋がっていくと思う。

価格による競争だけでなく、労働者の働く意欲を確保しながら、地元が元気になれる、監視も必要だと考える。

発注に際しても、そのための工夫が求められる。

賃金や労働条件を確保するためには、今後どのような対応が必要と考えますか？

- 市が発注する工事などの請負契約、清掃などの委託業務、指定管理施設などの管理業務の受注者・受託者に対し、従業員に支払う賃金については、条例を作っても形骸化されるだけであろうと思う。要は市または監査関係者がしっかり管理することと思う。
- 市長と同意見で、労働環境等は、国の法の範疇のもとと、考える。
- 業者及び労働者の義務と権利の教育をしっかりと行うこと。時には市がセミナー等で労働環境の改善に関することを市民に伝えることも必要ではないでしょうか。

- 公正であることが一番だが、提示された入札金額が、従業員への無理な労働や低賃金での労働を強いていないか、確認を怠らないことも重要だと考えます。
- 難しい問題だと思う。
 いっそ、各業者に平等に仕事を配分してもらえないかとも思う。
 大切な税金で行うので、少しでも安くと言うのもわかる。
 逆に、いくらなら出来るかを、市の方から問う事は出来ないか？素人では無理なのか？全ての参加企業に具体的に(材料、工期なども)相談して、それならいくらで出来るか出すなんてできないのかなあ。
 もちろん、人件費を一番に考えるのは当然だと思う。
 それと矛盾して…安全を確保するのは最低限で、人件費を削減しかやっていけないかもしれない。自営業者としては、従業員に削れない分、自分自身に無理をするのが仕方ない事なのかと。
- 下請け、孫請けなど、実際に働く人の時間給を発注者が把握でき、設計された福利厚生費が下請けや孫請けにまでキチンと支払われているか必要に応じて管理監督できる仕組みを作ること。
- 不正がないよう監視する。
- 最低の賃金や労働条件を確保するために、入札条件の設定や受注後の報告義務等、設ける必要がある。
 先進の事例等調査して、庄原市に合う制度導入等を検討してほしい。

市の入札・契約制度について、ご意見があればご記入ください

- 工事の請負業者に対しては追加金額とかの増額とか工期延長に対する金額の増額等しっかり対応しているが、設計コンサルタント関係は一切認められていないのはなぜかと思う。
- 庄原の企業が、一つでも多く採用されるように願っています。
 各業界の勉強会等へ、より参加し易くするとか。
- 無茶言わないでかな？
 小さいところほど、出来るだけのこと頑張ってる？
 市内だけじゃない競争についていっただけで大変なんじゃないかなあ。
- 談合で仕事をとることは認められないが、地域の災害復旧や除雪作業などで受注できる業者が減り、不自由を感じている市民がいる。仕事の回し合いで地元業者が事業を継続できるようにすることも大事ではないか。
- 対象者なのかもよくわからず、全体としてよくわかりません。
- 市内の業者が、意欲を持って会社運営ができ、労働者も働く意欲が湧くような条件が整備され、価格競争だけではなく、技術力や、地域への貢献度等、総合的に評価される仕組みが必要と考える。若い世代が働きたいと思える会社が沢山ある庄原の地域づくりになりますよう…